

報告事項2 生産緑地法第10条の2第3項に基づく特定生産緑地の指定について

特定生産緑地は、生産緑地指定から30年経過が近づいた農地等について、当該申出基準日以後においてもその保全を確実にすることが良好な都市環境の形成を図る上で特に有効であると認められるものを市町村が特定生産緑地として指定し、買取りの申出をすることができる指定期限を10年間延長することができる制度です。

第169回横浜市都市計画審議会（令和5年11月17日開催）にて、意見聴取を行った特定生産緑地について、次のとおり指定しましたので、ご報告します。

		箇所	面積
全市の生産緑地指定状況		1,501箇所	約258.1ha
特定生産緑地	指定済	979箇所	約170.3ha
	今回指定	58箇所	約7.1ha

(令和5年12月時点)